

宮城県監査委員告示第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項，第2項及び第4項の規定により平成21年度第1四半期に実施した普通会計に係る定期監査等の結果は次のとおりです。

平成21年9月1日

宮城県監査委員 内 海 太
宮城県監査委員 佐々木 敏 克
宮城県監査委員 遊 佐 勘左衛門
宮城県監査委員 工 藤 鏡 子

1 監査実施機関及び監査実施年月日

監査実施機関	監査実施日
地方機関	
総務部	
公務研修所	4月23日
保健福祉部	
北部保健福祉事務所	6月10日
北部保健福祉事務所栗原地域事務所	6月10日
東部保健福祉興事務所	6月11日
東部保健福祉事務所登米地域事務所	6月11日
子ども総合センター	5月26日
中央児童相談所	5月18日
拓桃医療療育センター	5月26日
経済商工観光部	
仙台高等技術専門学校	5月28日
教育庁	
北部教育事務所栗原地域事務所	4月15日
仙台第二高等学校	5月14日
塩釜高等学校	5月14日
白石高等学校	5月12日

宮城第一高等学校	5月28日
塩釜女子高等学校	5月20日
名取高等学校	5月14日
涌谷高等学校	5月19日
田尻さくら高等学校	5月19日
登米高等学校	5月19日
中新田高等学校	5月13日
泉松陵高等学校	5月12日
泉館山高等学校	5月20日
宮城野高等学校	5月26日
蔵王高等学校	5月12日
黒川高等学校	5月13日
加美農業高等学校	5月13日
工業高等学校	5月26日
白石工業高等学校	6月12日
大河原商業高等学校	5月14日
鹿島台商業高等学校	5月19日
聴覚支援学校	4月23日
光明支援学校	5月13日
利府支援学校	5月12日
迫支援学校	4月15日
警察本部	
泉警察署	5月27日
石巻警察署	6月 9日
塩釜警察署	5月27日
鳴子警察署	5月20日
加美警察署	5月20日
登米警察署	6月 9日

2 監査結果

平成20年度の財務に関する事務の執行の事実が地方自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨に沿って行われているかについて、特に意を用いて行いました。

その結果、公表すべき指摘事項は下記のとおりであり、その他の軽易な事項については関係機関に注意をしました。

記

(1) 宮城第一高等学校

光熱水費において、徴収額の誤りが認められたので、適切な債権管理を図るとともに、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

食堂の使用許可に係る電気料の徴収において、電気子メーターの読み違いにより、過年度分の徴収額に誤りがあったもの。

未徴収額(平成14～19年度)

- ・ 正規使用料 2,529,140円
- ・ 既請求額 1,167,068円
- ・ 未徴収額 1,362,072円

(2) 塩釜女子高等学校

光熱水費において、徴収額の誤りが認められたので、適切な債権管理を図るとともに、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

食堂の使用許可に係る電気料の徴収において、電気子メーターの読み違いにより、過年度分の徴収額に誤りがあったもの。

未徴収額(平成17～19年度)

- ・ 正規使用料 298,243円
- ・ 既請求額 29,809円
- ・ 未徴収額 268,434円

(3) 泉松陵高等学校

施設使用料及び光熱水費において、調定遅延が認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

平成20年7月8日から平成21年1月14日の期間に、学校を外部模擬試験会場として使用を許可したが、施設使用料及び光熱水費を3月にまとめて調定したもの。

- ・ 調定遅延件数 12件
- ・ 調定金額 47,524円
- ・ 調定日 平成21年3月11日

(4) 宮城野高等学校

光熱水費において、徴収額の誤りが認められたので、適切な債権管理を図るとともに、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

食堂の使用許可に係る電気料の徴収において、電気子メーターの読み違いにより、過年度分の徴収額に誤りがあったもの。

未徴収額 (平成14～19年度)

- ・ 正規使用料 3,261,039円
- ・ 既請求額 1,519,899円
- ・ 未徴収額 1,741,140円

(5) 白石工業高等学校

光熱水費において、徴収額の誤りが認められたので、適切な債権管理を図るとともに、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

食堂の使用許可に係る電気料の徴収において、電気子メーターの読み違いにより、過年度分の徴収額に誤りがあったもの。

未徴収額 (平成14～19年度)

- ・ 正規使用料 2,689,213円
- ・ 既請求額 1,630,891円
- ・ 未徴収額 1,058,322円

(6) 工業高等学校

財産の貸付において、使用許可手続が適正に行われていないものが認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

平成20年度に、民間団体が実施した資格検定等の会場として教室を使用させていたが、使用許可手続未了のまま使用させていたもの。

- ・ 手続未了件数 16件